

同時発表：国土交通省

令和3年9月3日

中部地方整備局

1級河川木曾川に架かる川島大橋の早期復旧に向け
国の権限代行による災害復旧事業に着手

1. 概要

- 岐阜県各務原市において、木曾川を渡河する川島大橋については、豪雨により一部の橋脚が傾斜する被害が発生し、5月28日から通行止めとなっているところです。
- 通行止めにより各務原市がスクールバスやタクシーによる送迎を行うなど、地域の通勤・通学にご不便をおかけしている状況であり、こうした地域の実情や岐阜県知事からの要請も踏まえ、川島大橋について、国が災害復旧事業を代行することといたしました。
- 今後、まずは被災した橋梁の撤去と、通学路を確保するための歩行者用の仮橋の設置に着手するとともに、本復旧のための橋梁について、岐阜県と連携しながら、工事を実施してまいります。

2. 添付資料

- ・ 川島大橋災害復旧（直轄権限代行）位置図、参考

【同時発表記者クラブ】 中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ

問い合わせ先：

中部地方整備局 道路部 道路計画課 課長 おおにし しょうへい 課長補佐 はやし まさひろ

TEL：052-953-8168

川島大橋災害復旧（直轄権限代行）位置図

広域図



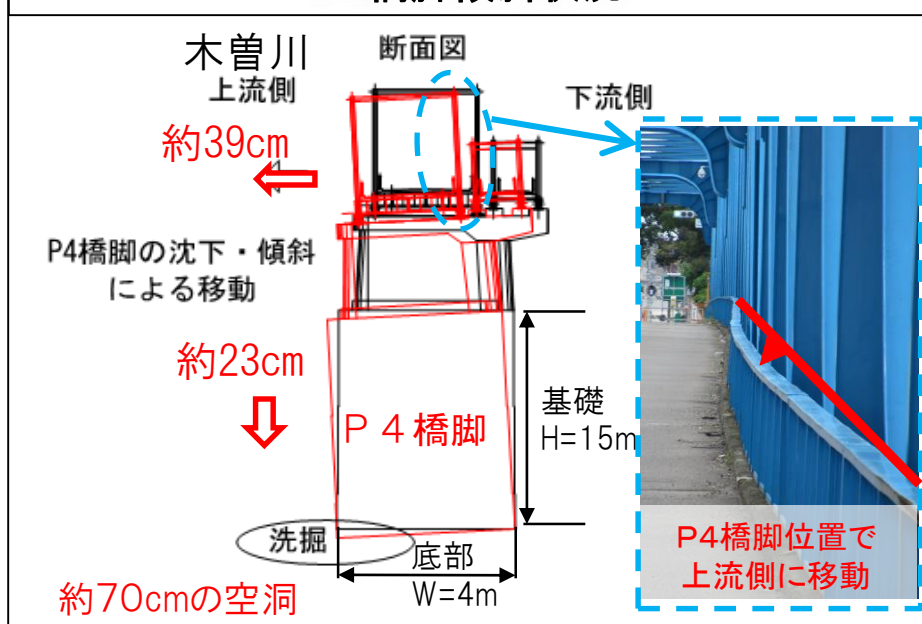
かわしまおおし
川島大橋



かわしまおおし
〈川島大橋 橋梁諸元〉

橋長	343.5m
竣工年月	1962年8月

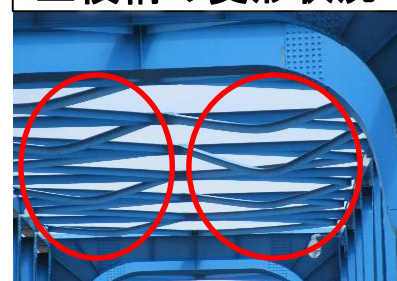
P4橋脚傾斜状況



上弦材の座屈状況



上横構の変形状況



【参考】

道路法 権限代行の根拠法

道路法

第十七条（管理の特例）※令和2年5月道路法改正にて追加

7 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路について当該各号に定める管理（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。）を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、第十三条第一項、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

- 一 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道
維持（道路の啓開のために行うものに限る。）
- 二 都道府県道又は市町村道 災害復旧に関する工事